

## 明治六一〇年の町村合併と新町村名

——合成名称と人為名称を中心として——

井 戸 庄 三

わが国の市町村区域は、明治以降いくたびもの町村合併によりずいぶん広域化した。それにともなつて、新しい市町村名がつぎつぎと誕生する一方、歴史と伝統のある町村名が数多く姿を消した。

ところで、わが国の明治期の町村合併は、(一)明治六一〇年の町村合併、(二)明治二二年の町村合併、の二つに大別される。このうち(一)は、市制・町村制の施行と同時に強行された全国一斉の町村合併で、当時の資料も比較的豊富に残っており、すでに日本近代史・政治史・法制史・財政史などの分野で多数の研究業績が公表されている。もう一つの(二)は、ごく一部の府県で活発にすすめられたにすぎず、加えて当時の資料がほとんど散逸してしまっているので、一般にはあまり知られていない。

私は以前に茨城・埼玉など一五府県の明治二二年の新町村名について若干の検討を試みたことがある(1)。そこで本稿では、旧福島(2)・若松(3)・磐前(4)・山梨・旧長野(5)・筑摩(6)・旧岡山(7)・小田(8)・北条(9)・白川(10)・大分

の一一県をとりあげ、明治六一一〇年の新町村名について考察することにした。

まず基本資料について若干触れておこう。右の一一県のうち、白川県だけは熊本県立図書館所蔵の県庁文書に直接あたったが、残りの一〇県は各県で刊行されている『市町村合併史(誌)』類を利用した<sup>(1)</sup>。

明治二二年の新町村名については、選定の経緯・理由などが「町村合併事由書」のなかの「新町村名撰定ノ事由」の項に詳しく記載されている。これに対して、白川県の明治六一一〇年の「合村願」「寄せ村願」は、新町村名選定の経緯・理由についてまったく触れていない。旧長野・筑摩両県の「合村願書」「合併村願書」をみても、白川県とは同様の書式で、例えば「従前之村名ヲ廢シ、更ニ往郷村ト改称仕度」<sup>(2)</sup>のごとく、簡単に片づけている。明治六一一〇年の新町村名の研究は、明治二二年の新町村名の研究に比較して、基本資料の点で大きなハンディキャップを背負っているといわざるをえない。

## 二

私は、明治二二年の新町村名を一〇類型八小区分に分類した<sup>(3)</sup>。ところが、明治六一一〇年の新町村名については、前述の「合村願」「合併村願書」にのみ依拠し、他の資料を援用しない場合、歴史的広域名称・自然名称・社寺名称・歴史遺跡名称・地形名称および狭域名称の六類型は分類不能である。したがって本稿では、左記のごとく、分類不能の六類型を除いた残りの四類型六小区分を採用したほか、新しく共通名称と共通中心地名の二類型を追捕した。

A (中心地名称) 関係各町村のうち、著名な大町村の名称をとったもの。

## B (合成名称)

B<sub>1</sub> 関係各町村の名称を参互折衷したもの。(例) 若松県耶麻郡松舞家村(現喜多方市)——関係三カ村(松野・舞|台田・宮在家)の各一字をとった。白川県上益城郡麻山村(現矢部町)——関係二カ村(麻生・山|出)の各一字をとった。

B<sub>2</sub> 関係各町村のうち、著名な大町村の名称を参互折衷したもの。(例) 若松県河沼郡猪倉野村(現柳津町)——関係四カ村(猪|鼻・長倉・塩野・黒滝)のうち、著名な大村の各一字をとった。

C (並列名称) 関係各町村の名称を単に並列したもの。(例) 小田県浅口郡大江連島村(現倉敷市)——大江・連島西村の合併。

## D (人為名称)

D<sub>1</sub> まったく新しく人為的につくりだしたもの。(例) 白川県合志郡栄村(現合志町)——新村の繁栄を祈念したもの。大分県日田郡三和村(現日田市)——三カ村の合併。

D<sub>2</sub> 多少とも地域の地理的特色を考慮して人為的につくりだしたもの。(例) 筑摩県安曇郡美麻村(現美麻村)——麻の栽培地域。

D<sub>3</sub> 古くから存在する地域の総称、関係各町村の名称など、多少とも旧来の地名を考慮して人為的につくりだしたもの。(例) 山梨県山梨郡里垣村(現山梨市)——関係三カ村(坂折・東光寺・板垣)のうち、坂折・東光寺の頭仮名「サ」「ト」に「里」の字をあて、これに板垣の「垣」を合成したもの。

D<sub>4</sub> 多少とも地域の歴史的特色を考慮して人為的につくりだしたもの。(例) 筑摩県西筑摩郡日義村(現木曾郡日

義村)——朝日將軍木曾義仲の挙兵の地として著名なので、「日」と「義」をとったもの。

E (共通名称) 上・中・下、東・西・南・北などの冠称または尾称をはぶいた場合、関係各町村のすべてに共通する名称をとったもの。(例) 白川県山鹿郡小柳村(現鹿本町)——上小柳・中小柳・下小柳三カ村の合併。

F (共通中心地名) 上・中・下、東・西・南・北などの冠称または尾称をはぶいた場合、関係各町村の一部に共通する名称をとったもの。(例) 旧福島県白河郡羽太村(現西郷村)——上羽太・下羽太・真名子新田三カ村の合併。

### 三

一一県の二、〇六九の新町村名を類型区分すると、第一表のごとく、「その他」が最高で、全体の三〇・五%を占めている。この「その他」は歴史的広域名称・自然名称など分類不能の六類型を含んでいるので、首位を占めるのは当然といえよう。中心地名のAは二七・五%で第二位であり、共通名称のEが一三・五%でこれについている。A・E・Fの三類型を合算すると四三・六%に達するが、この数字は旧町村名をそのまま継承した新町村名の比率である。人為名称のDは一四・〇%であるが、小区分をみると、D<sub>1</sub>が圧倒的に多い。これは新・旧両町村名の対照だけでは、D<sub>2</sub>・D<sub>3</sub>・D<sub>4</sub>の判定が困難であることに起因するもので、山梨・旧長野・筑摩の三県は別の資料を援用したため(14)、D<sub>2</sub>・D<sub>3</sub>・D<sub>4</sub>が比較的多くカウントされている。この三県以外では、「その他」のなかに埋没しているD<sub>2</sub>・D<sub>3</sub>・D<sub>4</sub>の新町村名が少なくないと思われる。なお、合成名称のBは一・八%であるが、このタイプは新・旧両町村名の対照だけで、もれなく確実に判定できる。

明治二二年の町村合併にさいして、政府はあらかじめ「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ撰定スヘシ、旧各町村ノ名称

第1表 明治6—10年の新町村名の県別類型

| 県 \ 型                                                                           |     |     | A   | B <sub>1</sub> | B <sub>2</sub> | C | D <sub>1</sub> | D <sub>2</sub> | D <sub>3</sub> | D <sub>4</sub> | E   | F  | その他 | 計     |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|----------------|----------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|----|-----|-------|
| 旧 福 島<br>若 松<br>磐 前<br>山 梨<br>旧 長 野<br>筑 摩<br>旧 岡 山<br>小 田<br>北 条<br>白 川<br>大 分 | 福 島 | 旧 島 | 32  | 17             |                |   | 7              |                | 1              |                | 20  | 2  | 17  | 96    |
|                                                                                 |     | 若 松 | 44  | 69             | 6              |   | 32             | 1              | 1              |                | 9   | 5  | 120 | 287   |
|                                                                                 |     | 磐 前 | 3   |                |                |   |                |                |                |                | 8   |    |     | 11    |
|                                                                                 |     | 山 梨 | 7   | 15             | 5              |   | 47             | 15             | 12             |                | 8   | 4  | 60  | 173   |
|                                                                                 | 長 野 | 旧 野 | 45  | 9              | 1              |   | 31             | 5              | 8              | 4              | 15  | 5  | 59  | 182   |
|                                                                                 |     | 筑 摩 | 23  | 5              | 1              |   | 22             | 16             | 13             | 3              | 1   | 4  | 77  | 165   |
|                                                                                 | 岡 山 | 旧 山 | 38  | 7              |                |   | 6              | 1              | 1              |                | 3   |    | 37  | 93    |
|                                                                                 |     | 小 田 | 30  | 6              |                | 1 | 3              |                | 1              |                | 41  | 3  | 19  | 104   |
|                                                                                 |     | 北 条 | 38  | 3              |                |   | 1              |                |                |                | 56  | 1  | 11  | 110   |
|                                                                                 |     | 白 川 | 118 | 51             | 6              | 1 | 30             |                | 10             |                | 90  | 19 | 96  | 421   |
|                                                                                 | 大 分 | 旧 分 | 190 | 32             | 11             | 1 | 17             |                | 2              |                | 28  | 11 | 135 | 427   |
|                                                                                 |     | 計   | 568 | 214            | 30             | 3 | 196            | 38             | 49             | 7              | 279 | 54 | 631 | 2,069 |

(注) 筑摩県は現岐阜県の飛騨地方を除く。

ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ、其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ、各町村ノ旧名称ヲ参互折衷スル等適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ヘラス、歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ」<sup>(3)</sup>という新町村名のマニュアルを示した。これに対して、明治六——一〇年の新町村名に関しては、政府はあらかじめ何の基準も示さず、

第2表 明治6—10年の新町村名と明治22年の新町村名の比較

| 時期           | 型               |                |                |             |                |                |                |                |                 |                |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|
|              | A               | B <sub>1</sub> | B <sub>2</sub> | C           | D <sub>1</sub> | D <sub>2</sub> | D <sub>3</sub> | D <sub>4</sub> | その他             | 計              |
| 明治6—10年の新町村名 | 568<br>(27.5)   | 214<br>(10.3)  | 30<br>(1.5)    | 3<br>(0.1)  | 196<br>(9.5)   | 38<br>(1.8)    | 49<br>(2.4)    | 7<br>(0.3)     | 964<br>(46.6)   | 2,069<br>(100) |
| 明治22年の新町村名   | 1,089<br>(27.0) | 196<br>(4.9)   | 191<br>(4.7)   | 10<br>(0.2) | 187<br>(4.6)   | 115<br>(2.9)   | 189<br>(4.7)   | 66<br>(1.6)    | 1,998<br>(49.4) | 4,041<br>(100) |

(注) 明治22年の新町村名は、茨城・埼玉・千葉・新潟・石川・長野・静岡・滋賀・大阪・兵庫・奈良・広島・山口・福岡・熊本の15府県である。カッコ内の数字は百分率。

まったく白紙の状態であった。ところが、明治六—一〇年の新町村名と明治二三年の新町村名を比較すると、第二表のごとく、結果的には中心地名・人為名称・合成名称の三類型のいずれもがほぼ同じ比率を示すのはきわめて興味深いことである。

## 四

人為名称はバラエティに富んでいる。まず、D<sub>1</sub>は佳字名称と数詞名称に分けられるが、この名称の最大の欠点は没個性で歴史性を欠くことである。佳字名称は豊・富・栄・永・福・久・明・旭・賀・美などの佳字を組合わせたもので、新町村の発展と住民の連帯意識の醸成を祈念した名称が多いが、例えば栄村（山梨県八代郡、白川県合志郡・同県下益城郡）豊栄村（旧長野県埴科郡・同県水内郡、北条県真島郡）豊田村（山梨県巨摩郡、旧長野県水内郡、筑

摩鹿諫訪郡、白川県山本郡)のごとくいかにも平凡である。色では緑村(旧長野県水内郡)美登里村(白川県鮑田郡)など「みどり」に人氣が集まった。若松県会津郡では、隣接する二つの新村に鶴賀村・亀賀村(現会津若松市)と命名された。また睦合村(若松県河沼郡、山梨県巨摩郡)和合村(若松県会津郡)合志村(白川県鮑田郡)和村(旧長野県小県郡)常和村(旧長野県佐久郡)共和村(若松県会津郡、山梨県八代郡)美和村(白川県八代郡)など、新町村住民の和合を願って「和」「合」の文字が多用されている。

数詞名称は合併旧町村数を表現したもので、三和村(若松県耶麻郡、旧岡山県津高郡、白川県下益城郡、大分県日田郡)四賀村(筑摩県諫訪郡)五香村(若松県河沼郡)六種村(大分県大野郡)七貴村(筑摩県安曇郡)八里合村(大分県大野郡)など三十八の数詞名称が容易にあげられる。なお、両併村(白川県阿蘇郡、一カ村の合併)鼎村(筑摩県伊那郡、大分県国東郡、三カ村の合併)富草村(筑摩県伊那郡、一三カ村の合併、十三を富にかえたもの)なども数詞名称の変形とみてよいだろう。これら数詞名称は地域の歴史と伝統に根ざしていないので生命力が弱い。じつさい右に例示した数詞名称のうち若松県の三和村ははやくも明治一〇年二月に中心地名の熱塩村(現熱塩加納村)と改称されたし、他の数詞名称も、明治二二年の町村制施行時に、町村合併をしなかった四賀・七貴・富草の三カ村と筑摩県の鼎村以外はすべて消滅した。例えば、大分県の三和村は花月村と合併して合成名称の三花村(現日田市)となった。なお、鼎村(現長野県下伊那郡鼎町)は、明治六一〇年に命名された数詞名称が現在も公式の町村名として生き残っている稀有な事例である。

D<sub>1</sub>と同様、D<sub>3</sub>もじつに多彩である。山梨県巨摩郡清哲村(現韭崎市)について、柳田国男は「水上・青木・折居・樋口の四つの大字で、水と青と云ふ字を合せて清、折と口を合せて哲、清哲村とした。是などは、他日、清哲と云ふ

坊さんでも聞いたと云ふことになるかも知れない<sup>(16)</sup>と警告を発しているが、 $D_3$ は関係者の苦心の作品というものの、新町村名としては高く評価できない。筑摩県筑摩郡読書村（現木曾郡南木曾町）は与川・三留野・柿其の旧三カ村の頭字「よ」「み」「かき」に「読書」の字をあてたものであり<sup>(17)</sup>、同じく筑摩県安曇郡豊科村（現豊科町）は鳥羽・吉野・新田・成相の旧四カ村の頭字「と」「よ」「し」「な」を「豊科」で表わしたものである。

人為名称は、 $D_1$ ・ $D_3$ を問わず、地元有識者や県当局の発案によるものが少なくない。例えば、右に示した豊科村は当時の大区会議人で地元の指導的文化人であった藤森寿平の発案であるといわれており<sup>(18)</sup>、また山梨県巨摩郡曙村（現中富町）は県令藤村紫朗の命名によると伝えられている<sup>(19)</sup>。

明治二二年の新町村名のように「互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ参互折衷スル」という政府のサジェスションがあつたわけでもないのに、明治六一〇年の新町村名の一一・八％が合成名称であることは大いに注目される。この合成名称は、旧町村間の妥協の産物であり、人為名称と同様、地域の歴史と伝統をまったく無視しているのが大きな欠点である。それに白川県上益城郡黒川村（現矢部町、黒木・川又など四カ村の合併）や若松県耶麻郡天沼村（現塩川町、第六天・貝沼両村の合併）などは自然名称と混同されるおそれがあり、後世の地名研究者が幻の川や沼をさがしまわるといふ茶番劇がおこりかねない。なお、明治二二年の新町村名では $B_1$ と $B_2$ がほぼ同じ割合であるが、町村合併の規模が小さい明治六一〇年の新町村名の場合、 $B_2$ は $B_1$ の七分の一にすぎない。

## 五

明治六一〇年の町村合併は、その目的によって、(ア)地租改正にさいして飛地や境界の錯雑を解消するもの、(イ)か

つて一町村ないしは一町村同様であった町村が合併により旧に復するもの、(ウ)反別、戸口ともに寡少なため、行財政力の強化をはかるもの、の三つに区分できる<sup>(20)</sup>。

旧福島・磐前・旧岡山・小田・北条の五県は、町村合併の件数が少なく、合併の目的も、右の(ウ)および(イ)にほぼ限られている。したがって、これら五県の新町村名は中心地名称、共通名称、共通中心地名称の三類型が圧倒的に多く、A・E・Fを合算すると、その比率は、磐前県一〇〇%、北条県八六・四%、小田県七一・二%、旧福島県五六・三%、旧岡山県四四・一%に達する。これら五県では、町村合併のさい旧町村名が非常に高い比率で生き残ったのである。

他方、若松・山梨・旧長野・筑摩・白川・大分の六県では、県当局の強力な行政指導のもとに、ほぼ全県下にわたって右の(ウ)の町村合併が強行された<sup>(21)</sup>。したがって、これら六県では、合併区域の編成や新町村名の選定をめぐって、かなりの紆余曲折があったと思われる。じっさい、これら六県の新町村名は、前記五県に比較すると、バラエティに富んでおり、旧町村名の多くが町村合併により消滅した。すなわちA・E・Fの三類型の占める比率は、白川県五三・九%、大分県五三・六%は別として、旧長野県三五・七%、若松県二〇・二%、筑摩県一六・九%、山梨県一〇・九%と極端に低い。前述のごとく、新町村名選定の経緯を記録した資料がないので詳細は不明であるが、例えば白川県の場合、「合村願」「寄せ村願」のなかの「旧称相廃候而モ苦情無之候得共、可然村称無御座候」<sup>(22)</sup>とか「但旧称相廃申度奉存候」などからみて、県当局は「旧町村名の廃止」<sup>(23)</sup>を原則としたものと推測される、中心地名称は住民の反発が強く、白川県以外の残り五県でも、「旧町村名の廃止」の原則が打ちだされたとみてよいだろう。

さて、若松・山梨・旧長野・筑摩・白川・大分の六県は、合成名称と人爲名称のウェイトのちがいにより、二つの

タイプに細分できる。合成名称の比率が高いのは、若松県二六・三%、白川県一三・五%、大分県一〇・一%であり、他方、人為名称の比率が高いのは、山梨県四二・八%、筑摩県三二・七%、旧長野県二六・四%である。広島県の明治二二年の新町村名は、合成名称が二八・八%で一五府県中の最高であるが<sup>(24)</sup>、若松県の合成名称がこれに匹敵するのが注目される。山梨県は人為名称が四二・八%を占め、合成名称の一・五%を加えると、B・D両類型で同県の新町村名の半数を越え、中心地名はわずかに四・〇%にすぎない。

## 六

新町村名のワースト・ツーである合成名称と人為名称は、明治二二年の町村合併をまたずに、はやくも明治六一〇年の町村合併によってぞくぞくと誕生した。しかし、合成名称と人為名称は、地域の歴史と伝統に根ざしていないので、生命力が弱く、短期間で消滅したものが多い。

山梨・旧長野・筑摩の三県では、明治二二年に一町村独立で町村制を施行したケースが多く、明治六一〇年の新町村名の大半がそのまま生き残った。しかし、若松・白川・大分の三県についてみると、第三表のごとく、明治六一〇年の合成名称と人為名称のほとんどが明治二二年の町村合併のさい姿を消した。とくに大分県では、四三の合成名称が全部消滅した。旧町村名から各一字をとって組合わせた合成名称は、再度の町村合併によりそのレゾンデートルが根底から崩れたのである。

町村名を含めて、ひろく地名は、目にはみえないが貴重な文化遺産である。われわれは、今まで安易に新しい地名をつくりだすとともに、他方、長い歴史と伝統をもつ地名をこともなげに葬り去ってきたようである。「地名は変え

るな、いゝるな」が鉄則である。

第3表 明治22年の町村合併にともなう合成名称と人為名称の改廃

| 県 名 | 合 成 名 称             |                            |                              | 人 為 名 称             |                            |                              |
|-----|---------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------|----------------------------|------------------------------|
|     | 明治6—10年の<br>新町村名(A) | (A)のうち明治22年に<br>生き残ったもの(B) | $\frac{(B)}{(A)} \times 100$ | 明治6—10年の<br>新町村名(C) | (C)のうち明治22年に<br>生き残ったもの(D) | $\frac{(D)}{(C)} \times 100$ |
| 若 松 | 75                  | 7(4)                       | 9.3                          | 34                  | 1(1)                       | 2.9                          |
| 白 川 | 57                  | 1(1)                       | 1.8                          | 40                  | 1                          | 2.5                          |
| 大 分 | 43                  | 0                          | 0                            | 19                  | 4(2)                       | 21.1                         |
| 計   | 175                 | 8(5)                       | 4.6                          | 93                  | 6(3)                       | 6.5                          |

(注) (B)および(D)のカッコ内の数字は、明治22年に町村合併をせずに町村制を施行したもので、内数である。

(付記) この小論を昭和五三年三月に金沢大学を定年退官される岡本啓志教授に献呈する。

出

- (1) 井戸庄三(一九七六)「明治二二年新町村名の研究」地理学評論四九卷五号 二八五—二九九頁。
- (2) 明治九年八月、若松・磐前両県を合併するまでの福島県をさす。
- (3) 明治九年八月、磐前県とともに福島県に合併された。

- (4) 明治九年八月、若松県とともに福島県に合併された。
- (5) 明治九年八月、筑摩県の南信地方を合併するまでの長野県をさす。
- (6) 明治九年八月、南信地方は長野県、飛騨地方は岐阜県にそれぞれ合併されて消滅した。なお、本稿では飛騨地方の新町村名は、資料の關係で除外した。
- (7) 明治八年十二月、小田県を合併するまでの岡山県をさす。
- (8) 明治八年十二月、岡山県に合併された。
- (9) 明治九年四月、岡山県に合併された。
- (10) 明治九年二月、熊本県と改称された。
- (11) 基本資料として利用した『市町村合併史(誌)』類は次ぎのとおりである。
- 福島県地方課編(一九五六)『福島県市町村沿革』 福島県。
- 山梨県地方課編(一九七一)『山梨県町村合併誌』 山梨県。
- 長野県地方課編(一九六五)『長野県市町村合併誌(総編)』 長野県。
- 岡山県地方課編(一九六〇)『岡山県市町村合併誌(総編)』 岡山県。
- 熊本県地方課編(一九六九)『熊本県市町村合併史』 熊本県。
- 佐藤蔵太郎(一九〇九)『大分県町村沿革誌(全)』 甲斐書店。
- (12) 『合併村願書』(第二二大区副区長武内豊見より長野県参事植崎寛直あて、明治八年五月八日)。前掲(11)『長野県市町村合併誌(総編)』 一九一―一九二頁。
- (13) 前掲(1) 二八六―二八七頁。
- (14) 前掲(11)『山梨県町村合併誌』には、新町村名選定の経緯について多少のコメントが付されている。
- 信濃毎日新聞社編集局編(一九七五)『新しい地名考』 信濃毎日新聞社。
- (15) 内務大臣訓令第三五二号第六条(明治二十一年六月一三日)。
- (16) 柳田国男(一九三六)『地名の研究』 古今書院 八一―九頁。
- (17) 前掲(14)『新しい地名考』 二五九頁。

- (18) 豊科町誌編纂委員会編（一九五五）『豊科町誌』 豊科町 三四二頁。
- (19) 前掲(11)『山梨県町村合併誌』 四六六頁。
- (20) 井戸庄三（一九七八）『白川県における明治七—九年の町村合併』『藤岡謙二郎先生退官記念論文集』 大明堂。
- (21) 井戸庄三（一九六六）『明治初期町村分合に関する二、三の問題——長野・山梨両県を中心として——』 人文地理一八巻四号 三六四—三八四頁。
- (22) 「合村願」（第四五大区三小区戸長淵上吉敏より白川県権令安岡良亮あて、明治七年七月一二日）（熊本県立図書館所蔵県庁文書）。
- (23) 「寄せ村願」（第八大区九小区戸長浅野栄太郎より白川県権参事小関敬直あて、明治七年一〇月）（熊本県立図書館所蔵県庁文書）。このほか多数の「合村願」「寄せ村願」にほぼ同様の記載がみられる。
- (24) 前掲(1) 二九〇—二九二頁。